

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【公表番号】特表2010-525084(P2010-525084A)

【公表日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-029

【出願番号】特願2010-506557(P2010-506557)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/445	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
C 0 7 D	211/46	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/445	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	7/06	
A 6 1 P	9/00	
C 0 7 D	211/46	

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タンパク質の誤った折畳みに関連する疾病的治療に使用するための薬理シャペロンであって、ここに治療が約4日～約10日間1日1回薬理シャペロン約75～300mgの日用量を経口投与し、続いて約3～約8日おきに1回約75～225mgの維持用量を経口投与することを含む、薬理シャペロン。

【請求項2】

投与される維持用量が約150mgである、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

維持用量が約2～3日おきに1回投与され、薬理シャペロンが1-デオキシガラクトノジリマイシンまたはその薬理学的に許容される塩であって、疾病がファブリー病である、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

疾病がファブリー病、ゴーシエ病、ポンペ病、パーキンソン病、およびアルツハイマ病からなる群から選択される、請求項1に記載の使用。

【請求項5】

薬理シャペロンが1-デオキシガラクトノジリマイシンであって、疾病がファブリー病である、請求項1に記載の使用。

【請求項 6】

疾病がファブリー病であり、薬理シャペロンが1-デオキシガラクトノジリマイシンであって、維持用量が2~3日おきに約150mgである、請求項1に記載の使用。

【請求項 7】

Cerezyme（登録商標）、Fabrazyme（登録商標）、Aldurazyme（登録商標）、Myozyme（登録商標）、Replagal（登録商標）およびZavesca（登録商標）からなる群から選択される少なくとも1つの追加療法と組合せて薬理シャペロンを投与するステップをさらに含む、請求項1に記載の使用。

【請求項 8】

薬理シャペロンがイソファゴミンであって、疾病がゴーシェ病である、請求項1に記載の使用。

【請求項 9】

薬理シャペロンが1-デオキシノジリマイシンであって、疾病がポンペ病である、請求項1に記載の使用。